

特定非営利活動法人 日本靴工業会
革靴製造業基盤強化特別対策事業
利子補給公募要領

(受付期間)

令和元年8月6日(火)～令和元年8月20日(火) 17:00まで

[窓口受付時間] / 月曜～金曜 9:00～17:00

➤ 来所の場合は、事前に電話連絡のこと。郵送の場合は、上記受付期間内に必着のこと。

(応募書類)

- ① (様式1) 令和元年度利子補給交付金交付申請書…………… 1部
- ② 同 必要な添付書類…………… 1部
- ③ 申請者の概要資料及び直近の決算書…………… 1部
- ④ 過去5年間、原材料を仕入れ、完成品の革靴を製造し
販売していたことが確認できるもの…………… 1式
- ⑤ 従業員を10名以上雇用していることを証明する書類…………… 1部

※提出書類はすべてA4サイズでご用意いただき、片面印刷(両面印刷は不可)とし、上記①～⑤の順番にそろえて、ホチキス止めはせずにご提出ください。

(応募書類の提出先及び問い合わせ先)

➤ 応募書類提出先

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町3-3-9 久米ビル2階

特定非営利活動法人日本靴工業会 基盤強化特別対策事業担当 宛て

➤ 問い合わせ先

特定非営利活動法人日本靴工業会 基盤強化特別対策事業担当

TEL 03-3661-4672

目次

I. 本事業について

1. 事業の目的.....	3
2. 事業のスキーム.....	3
3. 交付対象者.....	3
4. 交付対象事業及び補助率等.....	4
5. 利子補給の対象となる経費等.....	4
6. 応募手続き等の概要.....	7

II. 参考資料

○別表 「審査項目」	10
------------------	----

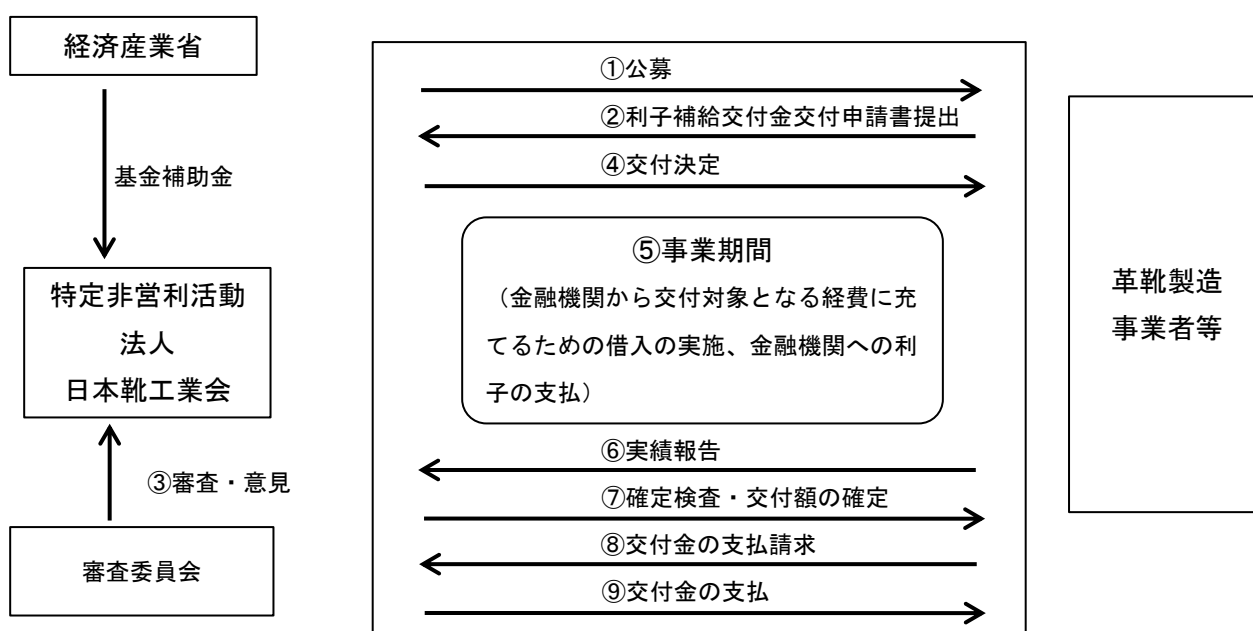
I. 本事業について

1. 事業の目的

本事業は、国際的な経済環境の変化に対応し所要の調整を行う革靴製造業の基盤強化に係る事業を実施するために行う新規借入金に対し、利子補給を実施することにより、革靴製造業の経営安定化及び事業多角化を図り、革靴製造業の健全な発展に寄与することを目的とします。

2. 事業のスキーム

本事業は、革靴製造業基盤強化特別対策事業基金により、特定非営利活動法人日本靴工業会が、革靴の製造に関連する新規借入金に対する利子の補給（以下「利子補給」という。）を行うものです。



3. 交付対象者

以下の（１）～（４）のすべてを満たすもの

（１）次のいずれかに該当する者

ア 日本国内において革靴の製造を業として５年以上行っている者（以下「革靴製造事業者」という。）であって、自ら革靴の原材料を仕入れ、完成品の革靴を販売している者

イ 革靴製造事業者の親会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条に規定する親会社等をいう。）又は子会社等（会社法第２条に規定する子会社等をいう。）であって、日本国内において革靴の企画又は販売を行っている者（以下「革靴製造関連事業者」という。）がいる場合は、当該革靴製造事業者及び当該革靴製造関連事業者。ただし、当該革靴製造事業者又は当該革靴製造関連事業者のいずれかが革靴の製造に使用する原材料を仕入れ、当該革靴製造事業者が製造した完成品の革靴を販売している場合に限る。

（２）日本国内に本社及び革靴の製造、販売又は開発拠点を有する者

（３）従業員を１０人以上雇用している者

- (4) 日本靴工業会以外の団体から、製造産業基盤強化基金補助金により造成された基金から利子補給を受けていない者

4. 交付対象事業及び補助率等

利子補給の対象となるのは、以下に定めるに要する経費に充てるために行った新規借入金にかかる利子となります。

新商品研究開発事業	これまで取り扱ってこなかった種類の製品や高機能靴など、新商品の開発を行う事業	・ 利子補給の額 : 本会会員は定額、本会会員以外の者は利子補給の対象となる借入金の利子額の6分の5以内 ・ 1社あたり補助上限額 : 500万円
販路開拓及び国内外の販売拠点の開設事業	市場調査、展示会出展、販路開拓のための広告宣伝及び販売拠点開設など新規取引先獲得のために行う事業	
従業者教育事業	従業員を研修に派遣したり、講師を招へいすること等により、従業員の技術向上等を図る事業	
設備導入事業	機械設備導入、工場社屋建設による経営向上事業	
設備及び工場の集約化事業	設備及び工場の集約化等により経営の合理化を図る事業	

※一般的な運転資金のための借入は交付対象になりません。

詳細については、本公募要領「5.利子補給の対象となる経費等」をご覧ください。

5. 利子補給の対象となる経費等

- 利子補給の対象は、交付決定後、且つ令和元年11月30日までに借入を行った革靴の製造に関連する借入金の利子とします。
- 前項の革靴の製造に関連する借入金は、上記4.及び下記別表に掲げる経費に対するものとし、利子補給の対象となる借入金の範囲は、当該経費に該当する範囲内に限るものとし、
- 申請者が、消費税及び地方消費税の仕入控除を受ける場合には、前項の借入金による事業に必要な額から、消費税等仕入控除税額を減額してください。
- 利子補給の対象となる経費には、借換え及び転貸しを目的とする借入金による利子は対象となりません。
- 利子補給の対象となる借入金を貸し出す金融機関は、次のとおりとします。
 - 銀行
 - 信用金庫及び信用金庫連合会
 - 労働金庫及び労働金庫連合会
 - 信用協同組合及び信用協同組合連合会
 - 農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - 農林中央金庫
 - 株式会社商工組合中央金庫
 - 株式会社日本政策投資銀行
 - 株式会社日本政策金融公庫

- 6 利子補給を行う期間は、借入時点から最長で5年以内とします。それ以降に支払う利子については補給対象外とします。

別表 (利子補給の対象となる借入金に関する経費区分及び費目)

事業区分	経費区分	費目	
新商品研究開発事業	研究開発費	市場調査費	
		材料費（原材料及び薬品、消耗品の購入費。ただし、原材料及び薬品についてはサンプルに限る。）	
		資料購入費	
		試作品作成費	
	外部依頼費	試験依頼費（分析試験、性能試験の外部機関依頼費） 専門家謝金	
販路開拓及び国内外の販売拠点の開設事業	販路開拓費	市場調査費	
		催事参加費（展示会、見本市、コンクール、商談会への参加費）	
		広告宣伝費	
	販売拠点開設費	不動産取得費（販売拠点とする土地、建物、部屋の取得費）	
		不動産借料（販売拠点とする土地、建物、部屋の借料）	
		機械設備等購入費（販売拠点で使用する機械設備、器具備品の購入費）	
		機械設備等借料（販売拠点で使用する機械設備、器具備品の借料）	
	従業者教育事業	派遣費	受講費
受講旅費			
教材費			
招聘費		講師謝金	
		講師旅費	
		会場借料	
		教材費	
通信教育費		受講費	
		受講旅費（スクーリング出席旅費を含む。）	
		教材費	
設備導入事業		機械設備導入費	機械設備（輸送用機械器具は専ら工場内で用いるものに限る。）購入費（修理及び改造等効用を増加させることを含む。また運搬、設置費を含む。）及び貸借費
			付帯工事費（機械設備の稼働に必要な電気工事、空調工事、配水・排水工事、通信工事の費用）
	機械設備解体費（更新される機械設備の解体費及び廃棄物処理費）		

	工場社屋建設費	基礎工事費（修理及び改造等効用を増加させることを含む。）
		廃水処理工事費
		建物建設費（修理及び改造等効用を増加させることを含む。工場に限り、土地の取得も含む。）及び貸借費
		付帯工事費（工場社屋の稼働に必要な電気工事、空調工事、配水・排水工事、通信工事の費用）
		工場社屋解体費（更新される工場社屋の解体費及び廃棄物処理費）
設備及び工場の集約化事業	機械設備移設費	移設工事費
		付帯工事費（移設後の機械設備の稼働に必要な電気工事、空調工事、配水・排水工事、通信工事の費用）
	工場社屋移設費	移設工事費
		付帯工事費（移設後の工場社屋の稼働に必要な電気工事、空調工事、配水・排水工事、通信工事の費用）
	解体費	機械設備解体費
		工場社屋解体費
	廃棄物処理費	
	敷地整備費	整地工事費
		土壌汚染対策費

6. 応募手続き等の概要

（１）補助上限等

- 1社あたりの交付上限額は500万円です。
- 国等が行う補助並びに本会、日本皮革産業連合会及び日本タンナーズ協会が「平成27年度補正予算 製造産業基盤強化基金補助金」により実施する補助制度に応募する事業若しくは交付決定を受けている事業について、本公募に応募することはできません。
- 日本靴工業会以外の団体が実施する利子補給制度に応募している者若しくは交付決定を受けている者は本公募に応募することはできません。
- 上記に反し、上限を超えたり、他と重複して申請が提出されたことが明らかになった場合には、交付決定後であっても原則として交付決定を取り消します。

（２）受付期間

受付開始：令和元年8月6日（火）

締切日：令和元年8月20日（火） 17時まで

ご提出方法：下記提出先へ持参(事前に電話連絡してからお越し下さい)もしくは郵送

※郵送による提出の場合は、上記締切日必着とします。

(3) 提出先及びお問合せ先

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町3-3-9 久米ビル2階

特定非営利活動法人日本靴工業会 基盤強化特別対策事業担当 宛て

T E L : 03-3661-4672

F A X : 03-3661-3972

E-mail : jsma@soleil.ocn.ne.jp

(4) 提出書類

①(様式1) 令和元年度利子補給交付金交付申請書	1部
② 同 必要な添付書類	1部
③(別添) 収支計画書	1部
④申請者の概要資料及び直近の決算書(貸借対照表・損益計算書・株主構成必須)	1部
⑤過去5年間、原材料を仕入れ、完成品の革靴を製造し販売していたことが確認できるもの	1式
⑥従業員を10名以上雇用していることを証明する書類	1部

※提出書類はすべてA4サイズでご用意いただき、片面印刷(両面印刷は不可)とし、上記①～⑥の順番にそろえて、ホチキス止めはせずにご提出ください。

※提出書類は、本審査のためにのみ使用します。また、提出書類は返却いたしません。

※④については申請者の事業概要がわかるパンフレットやホームページのコピー等及び直近年度の決算書の貸借対照表・損益計算書・株主構成がわかる部分を最低限添付してください。

※⑤については、直近1年以内の任意の月の仕入台帳及び革靴の売上台帳の写し並びに申請日から5年以上前の任意の月の仕入台帳及び革靴の売上台帳の写しに、実際の仕入・売上の取引伝票の写しを添えるなど過去5年以上にわたって革靴の原材料を自ら仕入れ、完成品の革靴を販売していた事実が確認できるものをご提出ください。

(5) 審査基準

別表に定める審査項目に基づき、本会理事長及び学識経験者等で構成する審査委員会において審査を行います。なお、審査は提出書類により行いますので、不備のないよう十分注意してください。

審査委員会は非公開で行われます。また、必要に応じて申請者にヒアリングを行う場合があります。

(6) 採択予定件数及び審査結果の通知等

○採択件数は、予算の範囲内で3件程度を予定しております。

○令和元年9月下旬頃までに申請者全員に対して採択・不採択の結果を通知します。

(7) その他

○申請者が下記の事項に該当することが判明した場合、交付決定を取り消します。

① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である

とき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

Ⅱ. 参考資料

別表 審査項目

審 査 項 目
<p>(1) 申請者としての要件</p> <ul style="list-style-type: none">▼ 申請者が「3. 交付対象者」に掲げる要件を満たしているか。
<p>(2) 申請書類</p> <ul style="list-style-type: none">▼ 利子補給交付金交付申請書等は様式に沿った記載となっているか。
<p>(3) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none">▼ 事業内容が本利子補給事業の趣旨に合致しているか。▼ 実施する事業の内容が本公募要領等日本靴工業会の定める規定に適合しているか。▼ 実施する事業の内容が事業目的に照らして妥当なものであるか。
<p>(4) 交付対象経費</p> <ul style="list-style-type: none">▼ 経費の区分毎に必要な費目、経費が具体的に記載されており、適正な積算やコストパフォーマンスが図られているか。